

青森県報

第四千三十五号

平成二十七年
八月十七日
(月曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………(漁港漁場整備課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……三

規 則

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の四の四中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同一の二の(二)中「二百五十三万円」を「二百六十二万円」に改め、同表の二の一の四の四中「千四十円」を「千八十円」に改め、同表の三の三の(一)の表中

円 五三、一〇〇円	六二、一〇〇円	七八、一〇〇円	一〇、七〇〇円
円 三三、七〇〇円	四〇、四〇〇円	五一、二〇〇円	七、五〇〇円

八、三〇〇円	二三、五〇〇円	三四、六〇〇円	四一、五〇〇円	五二、六〇〇円
〇、二〇〇円	三九、二〇〇円	五四、六〇〇円	六三、八〇〇円	八〇、三〇〇円

七、七〇〇円	一一、一〇〇〇円	九、四〇〇円	一一、三〇〇円
五、八〇〇円	七、八〇〇円	五、八〇〇円	七、八〇〇円

一一、七〇〇円	一四、二〇〇円	一八、〇〇〇円	二、五〇〇円
一七、四〇〇円	二〇、六〇〇円	二六、一〇〇円	三、四〇〇円

〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円
七〇〇円	一一、六〇〇円	一七、九〇〇円	二二、二〇〇円	二六、八〇〇円

二、六〇〇円
三、五〇〇円

に改め、同表の六の2中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」

に改め、同表の八の3の(二)中「四千二百円」を「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千八百円」を「四千九百円」に改め、同表の九の3中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改め、同表の十の2の(四)の(2)中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表の十一の2中「十三万三千九百円」を「十三万四千三百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万五千九百円」を「二万三千九百円」に改め、同1の(二)中「一万六千円」を「一万五千八百円」に改め、同1の(三)中「一万六千五百円」を「一万六千四百円」に改め、同1の(四)中「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に改め、同1の(五)中「一万六千五百円」を「一万六千四百円」に改め、同1の(六)中「一万九千二百円」を「一万五百円」に改め、同1の(七)中「一万九千四百円」を「一万七千二百円」に改め、同1の(八)中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の1の(四)及び2の(一)、二の1の(四)、三の3、六の2、八の3の(一)、九の3、十の2の(四)の(2)並びに十一の2並びに別表第二の一の1の(六)から(八)までの規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第六百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所				
有限会社TCMA	弘前市大字早稲七田一丁目七の二	訪問介護	M&Cサービスセンター	弘前市大字田園二丁目一の一	平成二七・八一

青森県告示第六百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	名称	住所	指定年月日
	主たる事務所の所在地			
有限会社TCMA	弘前市大字早稲七田一丁目七の二	M&Cサービスセンター	弘前市大字田園二丁目一の一	平成二七・八一

青森県告示第六百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
有限会社 CMA	弘前市大字早稲 田一丁目七の二	訪問介護	M&Cサー ビスステ ーション	平成 二七・八 一
			弘前市大字田園 二丁目一の	

青森県告示第六百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者 の名称	主たる事務所の 所在地	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を行 う事業所	指 定 年 月 日
株式会社 ヴァーベナ	青森市西滝二丁 目二二三の二	児童発達 支援	児童支援事 業所ポコア ポコ	平成 二七・八 一
			弘前市大字和徳 町一七八	
株式会社 ヴァーベナ	青森市西滝二丁 目二二三の二	放課後等 デイサー ビス	児童支援事 業所ポコア ポコ	
			弘前市大字和徳 町一七八	
社会福祉法 人秋葉会	八戸市河原木八 太郎山三の一三	放課後等 デイサー ビス	児童デイ サービスセ ンター第二 希望ヶ丘	
			八戸市下長八丁 目六の四	

公

告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域農林局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ビルドシステム
- 二 代表者の氏名 高坂 昌治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字深沢五の四六一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一 三三六号
- 五 取消年月日 平成二十七年七月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、左官、屋根、板金、ガラス、防水、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北日本トータル工業株式会社
- 二 代表者の氏名 奈良 慎太郎
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鬼沢字菅蒲沢八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五) 第二〇〇四二五号
- 五 取消年月日 平成二十七年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年七月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭